

## 新図書館西敷地利活用事業実施方針（案）に関する事業者との個別対話実施要領

### 1 目的

高知市では、本市の中心市街地にある追手前小学校跡でオーテピア（図書館・科学館・声と点字の図書館が入居する複合施設）西側にある市有地（以下「西敷地」という。）について、新図書館西敷地利活用事業基本方針改訂版（以下「基本方針」という。）を令和2年3月に策定し、利活用に向けた取組を進めています。

このたび、基本方針に基づき本事業の具体的なイメージや現時点で想定する事業条件等を明示した「新図書館西敷地利活用事業実施方針」（案）（以下「方針案」という。）で定める本市の考え方を踏まえ民間事業者との個別対話を実施します。

### 2 個別対話の対象者

個別対話の対象者は、西敷地の利活用の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループとします。

ただし、参加受付期間（令和3年11月17日（水）～同年12月8日（水））のいずれの日において、次の要件に該当している場合は、個別対話に参加することができません。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者
- ②破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は申立てをした者であっては、再生計画認可の決定又は更生計画認可の決定がされている者
- ③高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれかに該当する者

### 3 個別対話でお聞きしたい内容

方針案を踏まえ、個別対話において、次に示す項目についてご意見やご提案をお聞かせください。

なお、実施に当たり、事前に対話資料を提出してください。（本実施要領P2「個別対話のテーマ資料の提出期限」参照）

#### 【個別対話のテーマ】

#### (1) 求める機能

方針案で示す拠点の整備に当たっては、ハード整備及びソフト事業等7つの機能を求めています。このうち、整備・管理運営を必須とする「家族機能（必須機能）を有する施設」については、事業実施者が自らの費用負担で整備・管理運営することを基本としますが、本市において公益性が高いと認める場合は、床の賃借料相当額を上限額設定の上、負担することを検討しています。該当する整備を想定する場合は、公益性の考え方及び本市に負担を希望する額の試算等について記載・説明してください。

## (2) 応募に当たっての課題

方針案で規定する条件等で検討されている事業を進めるに当たり課題となる内容があれば記載・説明してください。

### 4 個別対話の流れ

日 時	内 容
令和3年 11月17日(水)	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>実施要領等の公表</b> 実施要領等を本市のホームページにて公表し、個別対話への参加事業者(グループ)を募集します。</li></ul>
令和3年 11月17日(水) ～ 12月8日(水)	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>個別対話参加の申込</b> 個別対話への参加を希望される事業者の方は、様式1「<u>個別対話参加申込書</u>」に必要事項を記入の上、次に示す受付期間内に「6 連絡先」の電子メールに提出してください。 なお、メールの件名は「【参加申込】新図書館西敷地利活用事業実施方針(案)個別対話(企業名)」としてください。 【受付期間】 令和3年11月17日(水)～同年12月8日(水)</li></ul>
令和3年 12月15日(水)	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>個別対話のテーマ資料の提出期限</b> 個別対話への参加を希望される事業者の方は、「3 個別対話でお聞きしたい内容」に沿った内容(一部でも構いません。)を、任意様式に記入の上、次に示す期日までに「6 連絡先」の電子メールに提出してください。なお、メールの件名は「【個別対話テーマ資料提出】新図書館西敷地利活用事業実施方針(案)個別対話(企業名)」としてください。 【受付期間】 令和3年11月17日(水)～同年12月15日(水)</li></ul>
令和3年 12月20日(月) ～ 12月24日(金)	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>個別対話の実施</b> アイデア及びノウハウ保護のため、個別対話は、個別に行います。 個別の実施日時及び場所については、申込書受領後、別途調整させていただきます。都合により希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。 【実施期間】 令和3年12月20日(月)～同年12月24日(金)の5日間</li><li>● <b>個別対話の概要</b> 1 参加事業者当たり1時間を目安に対話を実施します。 なお、令和3年2月25日、3月1日に実施した新図書館西敷地利活用事業に関するサウンディング型市場調査又は、8月2日、3日に実施した同追加対話に参加されていない事業者については、1時間30分程度の対話時間となる場合があります。</li></ul>

	<p>希望により、Web 会議システムによる対話（Zoom を予定）も可能です。</p> <p>出席者は 1 参加事業者につき原則 3 名以内とさせていただきます。</p>
令和 4 年 2 月頃	<p>● <b>実施結果の公表</b></p> <p>実施結果については、参加事業者の名称は非公表とします。また、参加事業者のアイデア及びノウハウの保護に配慮した上で、とりまとめ次第、本市のホームページにて要旨を公表します。</p>

## 5 留意事項

### (1) 参加事業者の扱い

個別対話への参加実績は、今後の利活用における事業者選定の評価対象とはなりません。また、個別対話に参加しなかった事業者についても、今後実施予定の事業者公募に参加することは可能です。

対話内容は、今後、実施方針及び事業者公募に係る募集要領等の作成に当たり、事業実施条件を検討する際の参考とさせていただきます。また、双方の発言等は対話時点での想定とし、事業実施条件等を約束するものではありません。

### (2) 参加に係る費用

個別対話参加に係る費用（書類作成費、対話参加経費、通信費等）は参加事業者の負担とします。

### (3) 追加対話への協力依頼

個別対話終了後においても、必要に応じて、追加対話（文書照会を含む）を行うことがあります。その際にご協力をお願いします。

### (4) 提出書類の取扱い・著作権等

提出書類の著作権はそれぞれの参加事業者に帰属しますが、提出書類は返却しません。また、実施結果の公表や今後の事業者選定に向けた検討以外の目的で提出書類等を使用することはありません。

### (5) その他

個別対話については、希望により、Web 会議システムによる対話（Zoom を予定）も可能です。

## 6 連絡先

住 所 千780-8571 高知市本町5丁目1番45号 第二庁舎2階  
 担当部署 高知市商工観光部商工振興課  
 担 当 川添，福田  
 電 話 088-823-9375  
 電子メール [kc-151705@city.kochi.lg.jp](mailto:kc-151705@city.kochi.lg.jp)

以 上